

平成 29 年 9 月 27 日
City of Sapporo

報道機関各社 様

担当：札幌市消費生活課調査指導係
TEL 728-2111

**ハガキによる身に覚えのない請求（架空請求）に注意しましょう。
～不安をあおる言葉に慌てない。すぐに支払わない。～**

架空請求と思われるハガキの相談が札幌市消費者センターに連日寄せられています。架空請求ハガキに関する相談は、2017 年度、4 月から 9 月までに、**283 件**の相談が来ています。（9 月は 9 月 15 日までに **100 件**が寄せられ、急増しています。）

これらのハガキは、「民事訴訟管理センター」や「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」などという公的機関のような名前を使って送られてきます。架空請求の手口としては、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というタイトル名で、「契約不履行による民事訴訟として訴状が提出」「ご連絡なき場合、給料差し押さえ及び、動産不動産の差し押さえを強制的に履行」などと記載して巧みに不安をあおり、記載されている電話番号に連絡させるよう仕向けるものです。また、これらのハガキは、**不特定多数の方に一斉に送り付けられてきています。**

このような架空請求のハガキが突然届いても、**決して慌てずに、対応しないようにしましょう。**また、自分から連絡してしまうと、自分の電話番号などの個人情報を知られることとなります。さらに、法的措置を取り下げるために必要だとして高額な請求をされる可能性があります。支払いを強要された場合は、**冷静になって、決して支払わないでください。**

上記のような架空請求ハガキが届いた際、どうしたらよいか判断に迷う場合や、ご不安に思われる場合は、相談できる最寄りの消費者センターをご案内する「消費者ホットライン」の電話番号「188」をご利用していただくか、または、**札幌市消費者センター（728-2121）**に、お電話でご相談ください。

札幌消費者センターウェブページ
<http://www.shohi.sl-plaza.jp/>

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(ふ)436 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年8月■日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関■■■■■

取り下げ等のお問合せ窓口 03-■■■■■

受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)